

## 第27回三春町建築賞募集要領

### 第1 趣 旨

三春町建築賞は、三春町内において町なみと調和した優れたデザインの建築物又は機能的な建築物及び良好な環境を作る工作物、建築物の外構、植栽等を表彰することにより、町民の都市景観に対する関心と町の建築文化を高め、伝統的な三春大工職人の研鑽推奨と都市化に対応した産業の振興を図り、美しいまちをつくる三春町景観条例の目指している美しい住みよい町づくりに寄与することを目的として実施する。

### 第2 募集対象

令和7年8月30日から過去5年以内に新築、改築又は整備を実施した三春町内の建築物及び工作物、建築物の外構、植栽等とする。

ただし、過去に当該建築賞に応募したものについては対象としない。

### 第3 応募方法

- 1 応募者  
建築主等とする。
- 2 提出書類等  
ア 応募（推薦）用紙  
イ 建築物等の全景、内部、特徴的な部分、建築物等を含めた周囲の景観が写っているカラー写真（キャビネ版3～5枚）と付近見取り図、配置図、平面図、立面図。
- 3 提出書類等の取り扱い  
提出された写真や図面等については、原則返却しないものとする。また、入賞作品の写真の著作権は主催者に帰属することを応募の条件とする。
- 4 提出先  
三春町役場 建設課 建築グループ
- 5 受付期間  
令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）まで（土日祝日を除く）

### 第5 審 査

応募のあった建築物等は、三春町建築賞選考委員会が、次のような事項を審査の基準として、書類審査及び現地審査を行い、総合評価する。

- ア 建築物等のデザインが美しいもの。
- イ 建築物等の機能性（高齢者等に対応した住まいづくり）等に優れているもの。
- ウ 建築の施工技術に優れているもの。
- エ 町なみに調和し、美しいまちづくりに寄与しているもの。
- オ すぐれた景観を創出しているもの。

### 第6 選考委員会

三春町建築賞選考委員会は、次の各団体等から委員の推薦を受け構成する。

- ア 学識経験者 1名
- イ 三春町都市計画審議会委員 1名

|   |            |                           |
|---|------------|---------------------------|
| ウ | 三春町商工会役員   | 1名                        |
| エ | 建築関係団体     | 2名(三春建築大工業組合、福島県建築士会田村支部) |
| オ | 福島県県中建設事務所 | 1名                        |
| カ | 町民の代表者     | 4名(町内女性団体代表、三春経営塾)        |

## 第7 選考委員会開催日（審査日）

令和7年9月18日（木）、9月19日（金）の2日間

## 第8 発表

審査の結果、特に優れている建築物等の中から「三春町建築賞」を決定し部門別に発表する。

- ア 最優秀賞
- イ 特別部門賞（住宅部門、商店部門、景観部門、外構部門、リフォーム部門 等）
- ウ 奨励賞

## 第9 表彰

各賞該当の建築物等については、賞状及び副賞をもって建築主、設計者、施工者を表彰する。

表彰式は令和7年11月3日（月）三春町各種功労者表彰式内で行う。

## 第10 主催

三春町

## 第11 協賛

三春町商工会、三春建築大工業組合、福島県建築士会田村支部、三春町住宅研究会

## 第12 後援

福島民報社、福島民友新聞社、福島建設工業新聞社

## 第13 問い合わせ先

〒963-7796 三春町字大町1-2

三春町役場 建設課 建築グループ      電話 0247-62-2113